

佐賀県東部工業用水道規程第1号

佐賀県東部工業用水道の職の設置に関する規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>佐賀県東部工業用水道に属する職員の職（<u>特別職及び臨時又は非常勤の職を除く。</u>）の設置については、別に定めがあるものを除くほか、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="232 624 1106 668"><tr><td>主幹、主査、副主査、主事、技師</td></tr></table>	主幹、主査、副主査、主事、技師	<p>佐賀県東部工業用水道に属する職員の職（特別職の職を除く。）の設置については、別に定めがあるものを除くほか、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1158 624 2020 668"><tr><td>主幹、主査、副主査、主事、技師、<u>会計年度任用職員</u></td></tr></table>	主幹、主査、副主査、主事、技師、 <u>会計年度任用職員</u>
主幹、主査、副主査、主事、技師			
主幹、主査、副主査、主事、技師、 <u>会計年度任用職員</u>			

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。